

## 国土利用計画（全国計画）に係る意見聴取について



## 1. 都道府県からの意見聴取について

国土利用計画法第5条第3項の規定による都道府県からの意見聴取の結果、35団体から意見がない旨回答をいただき、12団体から27件のご意見をいただきました。

## 2. 国民意見について

平成27年6月22日から平成27年7月9日までの間、インターネットの利用や印刷物の配布等によりパブリックコメントを行い、3名（団体含む）から8件の意見をいただきました。



## 1. 都道府県からの意見聴取について



No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
1	北海道	<p>【本文中の箇所】 3. (4)自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 (p.23)</p> <p>【意見等】 次のとおり修正されたい。 生活環境の保全に十分配慮しつつ</p> <p>【理由】 廃棄物は生活環境保全に配慮して処理すべきものとされており、廃棄物処理法等にもその旨規定されているため。</p>	<p>原案の「環境」には、ご意見の「生活環境」に加えて「自然環境」が含まれることから原案のとおりと致します。</p>
2	岩手県	<p>【本文中の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向 (p.11)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 農地の大区画化等や農地中間管理機構事業の活用による農地利用の集積・集約を推進するとともに、</p> <p>【理由】 「事業を活用」に文言修正</p>	<p>農地利用の集積・集約にあたっては、農地中間管理事業だけでなく、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業も含めて農地中間管理機構の活用を図る必要がありますが、「農地中間管理機構事業」との表記は一般に使われていないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、農地の集積・集約化のためには、記載しているものの他に「『人・農地プラン』の作成と定期的な見直し」も必要であることから「等」を追記し、当該箇所は以下のとおり修文致します。</p> <p>「その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地利用の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。」</p>
3	岩手県	<p>【本文中の箇所】 3. (3)持続可能な国土の管理 (p.20)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 農業の担い手による営農等の効率化の確保・育成に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備と農地中間管理機構事業や農業生産基盤整備等を活用した農地利用の集積・集約を推進するとともに、</p> <p>【理由】 優良農地の維持・確保とともに、多面的機能を維持・発揮するためには、担い手の確保・育成と農地の利用集積が喫緊の課題であるため。</p>	<p>ご意見を踏まえつつ、以下のとおり修文致します。</p> <p>「農業の担い手の育成・確保とによる営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地利用の集積・集約を推進するとともに、」</p>

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
4	福島県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.1)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 相次ぐ自然災害や東日本大震災に伴い発生した原子力災害の経験により、</p> <p>【理由】 東日本大震災に伴い発生した原子力発電所事故に対しても、国土利用面における安心・安全に対する国民の意識が高まりを見せているものであり、また事故後の影響(拡散した放射性物質)も今後長期化することが想定されることから、複合災害としての原子力災害を「ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化」に記載すべきであるため。</p>	<p>原子力災害による避難指示区域をはじめ、東日本大震災における被災地域に対して国土利用面での検討の必要性については、本計画においても認識しているところであり、1.(1)力において記載しております。</p> <p>なお、ご意見いただいた箇所においては「東日本大震災をはじめとする相次ぐ自然災害」としており、福島第一原子力発電所事故は「東日本大震災」の一連の災害に含まれるものと解釈しております(「震災」という言葉は、単に地震のみならず地震に起因するさまざまな災害事象を含んでいるため)。</p>
5	福島県	<p>【本文中の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向(p.13)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 調和を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。</p> <p>【理由】 「地域」が「大規模集客施設の立地地域」など狭い範囲を指すのであれば、都道府県による広域調整機能が重視されつつある中心市街地活性化政策の動向(※)に矛盾するため。 ※「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月閣議決定、平成26年7月一部変更)</p>	<p>当該記載について、国土交通省としては、大規模集客施設について郊外への立地を完全に抑制しようとするものではなく、地域の判断を反映した適正な立地を確保することが必要であると考えております。</p> <p>このため、当該箇所の記述については、原案のままとさせていただきます。</p>



No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
6	茨城県	<p>【本文中の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向(p.12)</p> <p>【意見等】 住宅地については、「災害リスクの高い地域での整備を抑制する。」とあるが、「抑制する」の表現を、6頁の1. (1)ウの「適切に制限する」の表現に合わせてはどうか。</p> <p>【理由】 本計画での「災害リスクの高い地域」は広域であり、例えば、本都道府県の場合、県南部の市町村などは市(町村)域全域が当該地域に含まれている。そうした市町村において、住宅地の整備が全域的に抑制されるのは問題があると思われるため。</p>	ご意見のとおり修文致します。
7	群馬県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.1)</p> <p>【意見等】 現在、我が国は既に人口減少社会を迎えており、特に東京圏への流入超過による人口の東京一極集中の進展が、地方圏の急激な人口の減少に拍車をかけている。 大都市圏などでは、今後も人口増加や新たな機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体としては土地需要は減少し、これに伴って国土の利用と管理は様々な形で縮小していくことが想定される。</p> <p>【理由】 「人口の東京一極集中」の問題は、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略や国土形成計画において明確に記載しているとおおり、地方創生を進める上で最大かつ喫緊の課題である。 国土利用計画においても、今後の土地利用を考える上での重要な基本的条件として、他の計画と同様に「人口の東京一極集中」という現状を明確に記載していただきたい。</p>	国土利用計画は人口に係る政策について詳しく論ずる計画ではないため、ここでは人口減少一般が土地需要に与える影響のみを記載しております。なお、地方から東京へという一方的な人の流れを変えるべきとの観点も国土形成計画に記載しており、同計画と一体のものとして策定される国土利用計画においても同様の認識を前提としております。
8	千葉県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.5)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 自然環境と美しい景観等を・・・</p> <p>【理由】 表題((イ)自然環境・美しい景観等・・・)と整合を図るため</p>	ご意見のとおり修文致します。

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
9	千葉県	<p>【本文中の箇所】 1. (2) 地域類型別の国土利用の基本方向(p.8)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 公共サービスのあり方や土地利用の用途等について</p> <p>【理由】 「土地利用」と「用途」は類似した意味であると考えられ、文脈から「土地利用」とした方がふさわしいと思われるため</p>	ご意見のとおり修文致します。
10	千葉県	<p>【本文中の箇所】 1. (1) 国土の基本方針(p.6)</p> <p>【意見等】 災害リスクの高い地域の定義について教えていただきたい。また、土地利用の適切な制限はどのような法律を念頭においているのか</p> <p>【理由】 私有財産である土地利用の制限は個別規制法で実施されるため</p>	災害リスクの高い地域については、地域の実情にもよりますが、例えば第4回計画部会資料において示させていただいたエリアなどが考えられます。個別規制法として、土砂災害防止法や津波防災まちづくり法等における特別警戒区域内における建築規制を想定して記載しているものです。

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
11	東京都	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.8)</p> <p>【意見等】 今後の国土利用にあたっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況等を十分に踏まえる必要がある。</p> <p>【理由】 国土利用計画は、国土の利用に関する基本的事項を定める計画であり、国土の利用・保全を中心とする土地利用の観点から策定されるものであり、その計画事項も、国土利用に関する基本構想、農用地・森林・宅地など利用区分ごとの数値目標等です。 こうした性格を有する計画で、《1. 国土の利用に関する基本構想(1)国土利用の基本方針》において、「国会等の移転」という個別・具体的な施策の動向について言及する必然性はなく、当該記述は不要であると考えます。 そもそも、国会等の移転については、平成17年の政党間両院協議会以来、国会において検討が全く行われていないのは周知の事実であり、その後の社会情勢の大きな変化により、もはやその論拠も意義も完全に失っています。 また、国と地方をあわせて1000兆円を超える巨額な長期債務を抱える中、現計画において、莫大な経費のかかる国会等移転の記載を記していること自体が、まさにバブル期の負の遺産といえます。 経済を始め、あらゆる分野でグローバル化、ボーダレス化が進み、世界において都市間競争が激化している中、今後、日本経済を持続的に成長させるためには、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、東京が国際経済都市としてさらに発展し、その効果を全国に波及させ、地方の活性化につなげていくことが不可欠であります。 こうした状況から、国会等の移転に関する記述を第5次国土利用計画(全国計画)の原案に盛り込むべきではありません。</p>	<p>国会等の移転については、国会において検討を中止する旨の決定がなされたとは認識しておらず、原案どおりとさせていただきます。</p>

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
12	東京都	<p>【本文中の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向(p.12)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。</p> <p>【理由】 中小河川の整備にあたっては、用地を確保しながら整備していくことが必要である。原文の場合、河川整備のために用地確保を図るように読み取れないため、上記のように修正されたい。</p>	ご意見のとおり修文致します。
13	大阪府	<p>【本文中の箇所】 1. (2)地域類型別の国土利用の基本方向(p.9)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再生利用を優先させる行方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制原則抑止する。</p> <p>【理由】 国土の利用に関する基本構想の厳格な運用が必要と考えるため。</p>	国土利用計画(全国計画)は、国土の利用に関する全国レベルの基本的な方針を示すものであり、現時点において厳格な運用を記載することはなじまないため、再生利用以外についても記載しております。なお、国土利用計画(都道府県計画)や土地利用基本計画等において、地域の実情に合わせ記載がなされることを妨げるものではございません。
14	大阪府	<p>【本文中の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向(p.11)</p> <p>【意見等】 「2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」に本原文に対応した具体的な措置(支援等)等を記述すべき。</p> <p>【理由】 都市農業振興基本法の制定に伴い、生産緑地等の市街化区域内農地の必要性をより主張すべきと考えるが、具体的な計画的な保全と利用を図る措置が記述されていないため。</p>	現行計画の記載に合わせる形で、3. (6)ウにおいて、必要な措置の方向性を記載しております。なお、国土利用計画(都道府県計画)や土地利用基本計画等において、地域の実情に合わせ記載がなされることを妨げるものではございません。

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
15	大阪府	<p>【本文中の箇所】 3. (1)土地利用関連法制等の適切な運用(p.19)</p> <p>【意見等】 「土地利用基本計画を活用し」を削除されたい。 記載する場合は、本文に「市町村の意向を十分に踏まえる」とあり、地方分権の観点から市町村が十分にまちづくりに関する意向を発揮するため、市町村自らが土地利用基本計画を策定し、責任を持って運用するように改められたい</p> <p>【理由】 都道府県が土地利用の総合調整を行うにあたり、手段は都道府県に委ねるべきと考えるため。(本都道府県ではほぼ全域が個別法で包含されており、都道府県の協議会で個別法所管課が調整する機会を設けている。)</p>	<p>土地利用基本計画の運用については、計画策定後に貴都道府県からのご意見も含む都道府県のご意見を伺いながら検討していくこととしており、検討の結論が出るまでは、法に基づいた記載とさせていただきます。 なお、ご意見の箇所については、「土地利用基本計画においては」と注文致しましたことを申し添えます。</p>
16	大阪府	<p>【本文中の箇所】 3. (1)土地利用関連法制等の適切な運用(p.19)</p> <p>【意見等】 以下の通り修正されたい。 「都道府県のは土地利用の総合調整を・・・」</p> <p>【理由】 全体の文章の構成(特に同箇所の第2段落)から、修正が望ましいと思われるため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「特に、土地利用基本計画においては、都道府県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体等、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、都道府県の土地利用の総合調整を積極的に行う。」と注文致します。</p>
17	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.1)</p> <p>【意見等】 我が国はすでに人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口の減少が予想され、引き続き出生率の低い首都圏への人口集中が継続すると、我が国の人口減少や地域の過疎化を加速させることが懸念されている。</p> <p>【理由】 出生率の低い首都圏への人口流入により、更なる人口減少や地域の過疎化を加速する懸念があり、地方創生の観点から首都圏等大都市部から地方への人の移動の拡大を図る必要がある。 なお、国土形成計画には加速要因としての出生率の観点での踏み込んだ記載はなく、不十分と考える。</p>	<p>国土利用計画は人口に係る政策について詳しく論ずる計画ではないため、ここでは人口減少一般が土地重要に与える影響のみを記載しております。なお、地方から東京へという一方的な人の流れを変えるべきとの観点は国土形成計画に記載しており、同計画と一体のものとして策定される国土利用計画においても同様の認識を前提としております。</p>

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
18	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.4)</p> <p>【意見等】 国土利用においても、首都圏で大規模災害等が発生しても首都中枢機能が継続できるよう、<u>中枢機能について関西圏をバックアップ圏域として位置づけるなど</u>、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、</p> <p>【理由】 東京一極集中は、国土の均衡ある発展を阻害するのみならず、ひとたび首都圏で大規模災害やテロ等が発生した場合、首都中枢機能がマヒする懸念がある。このため、BCPの策定など首都機能のバックアップ体制を構築する必要がある。 なお、国土利用計画及び国土形成計画に一部記載があるが抽象的内容にとどまっており、不十分と考える。</p>	<p>ご意見の趣旨は1. ウ(ウ)に「重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進する」に記載しており、国土利用計画と一体のものとして定めることとされている国土形成計画においても、より詳細に主旨を反映しております。また、ご意見の点については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において今後の検討課題とされており、原案どおりとさせていただきます。</p>
19	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.7)</p> <p>【意見等】 国土づくりの目標とし、<u>自立した生活圏の中で行政、医療・介護、福祉、商業等、生活に必要なサービスごとに生活者の視点に立った圏域を形成し、それらがネットワークで結ばれる地域社会の形成</u>や東京一極集中の是正、地域の特性に即した取組を進めていくこととしている。</p> <p>【理由】 都市における居住や都市機能を中心部等に誘導する「コンパクト＋ネットワーク」の形成は、更なる集中や周辺地域の衰退に繋がりがかねない。 都市における「コンパクトシティ」については既成市街地の再生及び活性化対策として、趣旨、目的に沿った施策展開を行い、決して地域内に新たな一極集中構造が形成されないよう、進めていただきたい。</p>	<p>本記載は、新たな国土形成計画の「国土の基本構想」に即して、形成計画の骨子を簡潔に記載しているものであり、原文のままとさせていただきます。</p>

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
20	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.8)</p> <p>【意見等】 今後の国土利用に当たっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況等を十分に踏まえるとともに、<u>国から地方への事務権限の移譲や規制緩和等を通じ、地域の実情に明るい地方が知恵を絞り個性を活かし、主体的に取り組むことが可能となるような枠組みを用意する必要がある。</u></p> <p>【理由】 地方創生の実現には、地域の実情に明るい地方が知恵を絞り、個性を活かし、主体的に取り組んでいく必要があり、そのための規制緩和をはじめ、国として地方の取組みを支える枠組みを用意する必要がある。 なお、「地方分権の進捗状況」という文言の中から提案の主旨を読み取ることは困難であり、不十分と考える。</p>	<p>ご意見の内容は、「地方分権の進捗状況を踏まえる」という記載に含まれると考えております。</p> <p>なお、一般論としての国による地方の取組みを支える枠組みの用意については、国土の利用の基本的方向性を示す国土利用計画においては、詳細に記載すべき内容でないと考えております。</p>
21	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 1. (2)地域類型別の国土利用の基本方向(p.9)</p> <p>【意見等】 急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難となると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「<u>小さな拠点</u>」の形成や、<u>集落内外の既存施設等の利活用を高め、それらを交通ネットワーク等で結ぶことにより生活サービス機能等が維持され、セーフティネットが確保された圏域の形成など、各地域の実情に応じた取組みを推進する。</u></p> <p>【理由】 農山漁村の活力を維持するには、生活機能等を一カ所に集める「小さな拠点」の形成だけではなく、集落内外の既存施設等の利活用を高め、それらを交通ネットワーク等で結ぶことにより、生活サービス機能等が維持されセーフティネットが確保された圏域の形成など、各地域の実情に応じた取組みを進めていく必要がある。 「小さな拠点」については過疎地域の活力維持対策として、趣旨、目的に沿った施策展開を行い、決して周辺集落の切り捨てにつながることはないよう、進めていただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、当該箇所は、急激な人口減少の進む中山間地域等の集落地域において、地域の実情に応じた「小さな拠点」を形成することにより、持続可能な地域づくりを進めることについて述べたものであり、原文のとおりとさせていただきます。</p> <p>人口規模や地域の実情に応じた取組が必要であることは御指摘の通りであり、周辺集落の切り捨てとの誤解を招かぬよう施策を展開してまいりたいと思います。</p>

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
22	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 1. (2)地域類型別の国土利用の基本方向(p.10)</p> <p>【意見等】 以下のとおり追記。 農山漁村における集落を維持し、良好な国土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。特に、人口減少や高齢化による集落の機能低下は、同時に、集落が果たしてきた国土保全機能の低下をも意味することを踏まえ、都市との交流連携を強化する一方、生活基盤や情報通信環境の整備など、当該地域に暮らす人々の生活が成り立つ条件を整えることにより、持続可能な国土の管理を図る。</p> <p>【理由】 人口の減少や高齢化による農山村の衰退は、同時に、地域が果たしてきた国土保全機能の衰退に繋がりがかねない。このため、都市との交流連携の強化や生活基盤・情報通信環境の整備などにより、農山村に暮らす人々の生活が成り立つ条件を整え、持続可能な国土の管理を図る必要がある。 なお、農山漁村の衰退が当該地域の保全機能の衰退に直結するため、集落を維持する必要があるという提案の主旨の記述が不十分である。</p>	<p>ご意見の内容については、 【1. (2)イ 農山漁村】 「このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、…」、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や交流・連携を促進する。このような国土管理の取組は、……、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。」に趣旨を反映しております。</p>
23	兵庫県	<p>【本文中の箇所】 3. リード文(p.19)</p> <p>【意見等】 対策の実施や、国から地方への事務権限の移譲や規制緩和等を通じ、地域の実情に明るい地方が知恵を絞り個性を活かし、主体的に取り組むことが可能となるような枠組みを用意する。</p> <p>【理由】 地方創生の実現には、地域の実情に明るい地方が知恵を絞り、個性を活かし、主体的に取り組んでいく必要があり、そのための規制緩和をはじめ、国として地方の取組を支える枠組みを用意する必要がある。 なお、「地方分権の進捗状況」という文言の中から提案の主旨を読み取ることは困難であり、不十分と考える。</p>	<p>ご意見の内容は、「地方分権の進捗状況を踏まえる」という記載に含まれると考えております。 なお、国による地方の取組を支える枠組みの用意については、国土の利用の基本的方向性を示す国土利用計画においては、詳細に記載すべき内容でないと考えております。</p>



No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
24	兵庫 県	<p>【本文中の箇所】 3. (3)持続可能な国土の管理(p.20)</p> <p>【意見等】 生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成だけでなく、集落内外の既存施設等の利活用を高め、それらを交通ネットワーク等で結ぶことにより生活サービス機能等が維持され、セーフティネットが確保された圏域の形成など、各地域の実情に応じた取組を推進する。</p> <p>【理由】 農山漁村の活力を維持するには、生活機能等を一カ所に集める「小さな拠点」の形成だけでなく、集落内外の既存施設等の利活用を高め、それらを交通ネットワーク等で結ぶことにより、生活サービス機能等が維持されセーフティネットが確保された圏域の形成など、各地域の実情に応じた取組みを進めていく必要がある。 「小さな拠点」については過疎地域の活力維持対策として、趣旨、目的に沿った施策展開を行い、決して周辺集落の切り捨てにつながることはないよう、進めていただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、当該箇所は、急激な人口減少の進む中山間地域等の集落地域において、地域の実情に応じた「小さな拠点」を形成することにより、持続可能な地域づくりを進めることについて述べたものであり、原文のとおりと致します。 人口規模や地域の実情に応じた取組が必要であることは御指摘の通りであり、周辺集落の切り捨てとの誤解を招かぬよう施策を展開してまいりたいと思います。</p>
25	島根 県	<p>【本文中の箇所】 1. (1)国土の基本方針(p.2)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 また、農用地等では進んでいる一方で、土地取引が多い都市(人口集中地区)や高齢化が著しい山村でのにおいて地籍整備が遅れているなど、不明確な土地境界に伴うリスクを抱えた状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。</p> <p>【理由】 本都道府県においては、土地取引の有無、高齢化が要因となって地籍調査が遅れていない。山村の地籍調査は反対に進んでいる。 なお、修正意見は、国交省発表の地籍調査の実施状況を参考に作成した。</p>	<p>ご意見の趣旨は把握致しましたが、「土地取引が多い」や「高齢化が著しい」は、地籍調査の進捗が遅れている要因を直接的に示したのではなく、都市や山村では、土地取引に支障が生じたり、高齢化により境界に関する情報が急速に失われるなど、早急に地籍を整備する必要があることを端的に示したものです。 また、全国的には、山村での地籍調査が遅れている傾向にあります。 このため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、国土利用計画(都道府県計画)や土地利用基本計画等において、地域の実情に合わせて記載がなされることを妨げるものではありません。</p>

No.	都道府県	意見等・理由	意見に対する考え方
26	山口県	<p>【本文中の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向(p.13)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正してください。 漂着・漂流・海底ごみ対策</p> <p>【理由】 沿岸域において、漂着ごみに加え、漂流・海底ごみの対策も必要なため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに」と修文致します。なお、記載ぶりは「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を参考と致しました。</p>
27	宮崎県	<p>【本文中の箇所】 3. (4)自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保(p.22)</p> <p>【意見等】 以下のとおり修正されたい。 侵入防止柵等々の整備</p> <p>【理由】 語句の修正</p>	<p>ご意見のとおり修文致します。</p>

## 2. 国民意見について



No.	意見等・理由	意見に対する考え方
1	<p>【ご意見の箇所】 1. (1)国土利用の基本方針(p.3)</p> <p>【意見等】 本計画が取り組むべき課題 (イ)自然環境・美しい景観等の悪化において、里地里山の機能について述べられている。</p> <p>農地、特に水田・ハス田等が持つ調整サービス(遊水機能)についても記載し、宅地や商用施設等への転用によって、災害リスクを高めることにつながっていることを盛り込むべきである。 また、「白砂青松」の美しい景観を形作る海岸マツ林も、防風・防潮のために作られてきた里山的生態系である。しかし、管理が行き届かず、松枯れ病等で枯死し、防災機能が失われつつある海岸マツ林が増えている。 里山的生態系における管理不足が、生態系の防災機能を失わせたり、弱めていることについても課題としてあげておくべきである。</p> <p>【理由】 食料生産の場として機能してきた水田・ハス田等は、代替湿地として、多様な水辺生物の生息・生育地としての機能を有するだけでなく、遊水地としての機能をもつ。そうした場所が農地として利用され続けること、特に、宅地に転用されないことが、洪水等による人的被害を低減させることにつながる。 原案では、生態系による調整サービスの活用による防災の観点がぬけおちている。 実際、滋賀県では、流域治水条例を設置し、水田等がもつ遊水機能をも利用しながら、住民の安全を確保しようとしている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、1. (1)イ(イ)に以下のとおり追記します。 「豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、<u>自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。</u>」</p>

No.	意見等・理由	意見に対する考え方
2	<p>【ご意見の箇所】 1. (1)国土利用の基本方針(p.3)</p> <p>【意見等】 本計画が取り組むべき課題 (イ)自然環境・美しい景観等の悪化 において、里地里山について述べられている。</p> <p>人口減少・過疎化にともない、二次的自然(生態系)と人との関係が失われることは、その生態系を管理するに必要な知恵や技術の消失を意味する。こうした状況の中で、それぞれの地域における自然と人との関係の中で培われ、蓄積されてきた知恵や技術の継承を図る必要があることも、あわせて記載すべきである。</p> <p>【理由】 里地里山の美しさは、その土地・生態系を利用し続けられるよう、地域内で培われ蓄積された知恵や、それを前提にした土地・生態系利用のルールが地域内で共有されてきたからである。里地里山の美しさを保全・再生し、活用していくためには、そうした知恵・技術・ルールの継承も同時に図られる必要がある。原案では、知恵・技術・ルールの継承に係る課題が記されていない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、1. (1)イ(イ)を以下のとおり修文します。 「一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには<u>自然資源の管理や利活用</u>に係る知恵や技術の喪失などが懸念される。」</p>

No.	意見等・理由	意見に対する考え方
3	<p>【ご意見の箇所】 1. (1)国土利用の基本方針(p.5)</p> <p>【意見等】 国土利用の基本方針 (イ)自然環境・美しい景観を保全・再生・活用する国土利用 において、生態系が持つ洪水調節能力や強風・津波等のエネルギー低減機能等、調整サービスを活用したグリーンインフラ等の取り組みを促進することの重要性と必要性についても記載すべきである。</p> <p>【理由】 東日本大震災では津波によって多大な被害を受けたが、一方で、海岸部低平地に広がる水田は代替湿地として機能し、津波を受け止めた。また、地下水位が低いところで、根系が発達した海岸マツ林は、津波のエネルギー低減させた。家屋のまわりに作られた居久根と呼ばれる屋敷林も、津波被害を低減させたことが知られている。こうした生態系が持つ調整サービスが十分に発揮される土地利用を行っていくべきである。 なお、滋賀県では、いわゆる流域治水条例を設置し、水田等がもつ遊水機能をも利用しながら、住民の安全を確保しようとしている。国としても、こうした具体の取り組みを推進していくべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、1. (1)ウ(イ)において「グリーンインフラの取組の推進」について記載している他、(ウ)及び(エ)において「生態系の持つ国土保全機能の向上」、「生物多様性の保全の維持又は回復などを通じた防災・減災」、「自然と調和した防災・減災の促進」について記載しており、計画の推進段階においても、この点について十分留意してまいりたいと考えております。</p>
4	<p>【ご意見の箇所】 1. (1)国土利用の基本方針(p.6)</p> <p>【意見等】 国土利用の基本方針 (イ)自然環境・美しい景観を保全・再生・活用する国土利用 において、美しい農山漁村を構成する生態系や集落やまちなみ等、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を、地域内の生態系や景観を管理するために培われた知恵・技術・ルールを継承しつつ行っていくことを明示すべきである。</p> <p>【理由】 里地里山の美しさは、その土地・生態系を利用し続けられるよう、地域内で培われ蓄積された知恵や、それを前提にした土地・生態系利用のルールが地域内で共有されてきたからである。里地里山の美しさを保全・再生し、活用していくためには、そうした知恵・技術・ルールの継承も同時に図られる必要がある。原案では、そうした内容が記されていない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、1. (1)ウ(イ)の三段落目を以下のとおり修文します。 「再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。」</p>

No.	意見等・理由	意見に対する考え方
5	<p>【ご意見の箇所】 1. (3)利用区分別の国土利用の基本方向(p.14)</p> <p>【意見等】 国土利用計画(全国計画)の13ページには「総合利用」という言葉が使われているが、この部分 は国土形成計画にもある「総合管理」とするか、「多面的な利用」としたほうがいいのか。</p> <p>【理由】 「総合利用」というと、資源の収奪的な利用がイメージされるため。</p>	<p>ご指摘の点については、この後に続く「この場合、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮する」により資源の収奪ではない利用である旨を記載していますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
6	<p>【ご意見の箇所】 3. (2)国土の保全と安全性の確保(p.19)</p> <p>【意見等】 また、<u>自然災害や渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ(河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。</u></p> <p>【理由】 高度経済成長期に構築された水インフラ関連施設は、老朽化が進んでおり、国民生活の基盤をなす施設の更新等が力強く推進されることを希望します。</p>	<p>ご意見を踏まえ下記の通り修文します。</p> <p><u>さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ(河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。</u></p>



No.	意見等・理由	意見に対する考え方
7	<p>【ご意見の箇所】 3. (2)国土の保全と安全性の確保(p.20)</p> <p>【意見等】 イ 森林の持つ国土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・とその拡大及び管理や、<u>山腹崩壊等の災害を未然に防止するため治山施設の整備等を推進する。</u>その際、…。</p> <p>【理由】 「保安林の指定の拡大」を追加しました。 予防的措置を趣旨に加え、より積極的な対応を促す記述としました。</p>	<p>・「保安林の拡大」については、「適切な指定」に包含されておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>・ご意見の「山腹崩壊等の災害を未然に防止するため」の点については、「森林の持つ国土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため」の記述に趣旨が反映されておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
8	<p>【ご意見の箇所】 3. (3)持続可能な国土の管理(p.21)</p> <p>【意見等】 エ 健全な水循環の維持又は回復のため、<u>水循環基本法の理念を踏まえ、関係者の連携を一層密にし、流域の総合的かつ一体的な管理、…、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。</u></p> <p>【理由】 流域の総合的かつ一体的な管理を推進するにあたり、関係者の単なる連携にとどまらず、従来よりも密接かつ有機的な連携が必要と思慮したため、追加しました。 水循環基本法は、健全な水循環を維持・回復するための理念を示すものであり、各種の施策の基本となるべきものであることから、追加しました。</p>	<p>ご意見をいただいた箇所は水循環基本法を踏まえ記載しており、計画の推進段階においても、この点について十分留意してまいりたいと考えております。</p>